

(令和6年4月1日現在)

## 法令上必要な教員数

## 学部【学士課程】

学部	学科	収容定員	法令上必要な教員数				基幹教員数					備考	
			基幹教員数			【別表第1】			【別表第2】				
			(うち教授)	(うち講師以上)	(うち専ら当該大学の教育研究に従事する教員数)	(うち教授)	(うち講師以上)	(うち専ら当該大学の教育研究に従事する教員数)(A)+(B)	別表第1超過分	(うち教授)			
人文社会科学部	人文社会科学科	1,200	17	9		13	74	43		74	57	34	
地域教育文化学部	地域教育文化学科	700	11	6		9	72	34		67	56	28	
理学部	理学科	840	18	9		14	77	39		72	54	30	
医学部	医学科	638	140	30	60	105	226	32	95	226	86	2	令和6年度入学定員変更(8)
	看護学科	250	12	6		9	25	8		25	13	2	
工学部	高分子・有機材料工学科	560	10	5		8	28	16		28	18	11	
	化学・バイオ工学科	560	10	5		8	30	14		30	20	9	
	情報・エレクトロニクス学科	600	11	6		9	37	15		37	26	9	
	機械システム工学科	560	10	5		8	32	14		32	22	9	
	建築・デザイン学科	120	7	4		6	8	4		8	1	0	
	システム創成工学科	200	8	4		6	11	7		11	3	3	
農学部	食料生命環境学科	660	16	8		12	59	22		59	43	14	
大学全体の収容定員に応じた教員数【別表第二】			60	31		46	-	-		-	313	149	
合計		6,888	330	128		253	679	248		669			

※算出根拠:「大学設置基準」(昭和31年10月22日文部省令第28号)の別表第一、別表第二等

※収容定員は完成年度のもの

(令和6年4月1日現在)

## 法令上必要な教員数

## ②大学院研究科【修士課程・博士前期課程】

研究科	専攻	収容定員	法令上必要な研究指導教員数		法令上必要な研究指導補助教員数 (B)	法令上必要な教員数 (A+B)	研究指導教員数		研究指導補助教員数 (D)	教員数 (C+D)	備考
			(A)	(うち教授)			(C)	(うち教授)			
社会文化創造研究科	社会文化創造専攻	48	5	4	5	10	73	55	25	98	
医学系研究科	看護学専攻	20	6	4	6	12	15	8	10	25	令和5年度入学定員変更 (△6)
	先進的医科学専攻	12	6	4	6	12	12	6	9	21	
理工学研究科	理学専攻	106	8	6	0	8	68	38	4	72	
	化学・バイオ工学専攻	134	10	7	0	10	35	16	0	35	
	情報・エレクトロニクス専攻	124	9	6	0	9	39	17	0	39	
	機械システム工学専攻	126	9	6	0	9	34	16	1	35	
	建築・デザイン・マネジメント専攻	24	4	3	3	7	11	5	0	11	
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	196	14	10	0	14	30	19	1	31	
農学研究科	農学専攻	76	6	4	0	6	59	22	0	59	令和5年度入学定員変更 (6)
合 計		866	77	54	20	97	376	202	50	426	

※算出根拠:「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年9月14日文部省告示第175号)等

※収容定員は完成年度のもの

(令和6年4月1日現在)

法令上必要な教員数

③大学院研究科【博士課程・博士後期課程】

研究科	専攻	収容定員	法令上必要な研究指導教員数		法令上必要な研究指導補助教員数 (B)	法令上必要な教員数 (A+B)	研究指導教員数		研究指導補助教員数 (D)	教員数 (C+D)	備考
			(A)	(うち教授)			(C)	(うち教授)			
医学系研究科	医学専攻	104	30	20	30	60	59	26	57	116	
	看護学専攻	9	6	4	6	12	15	8	10	25	
	先進的医科学専攻	12	6	4	6	12	12	6	9	21	
理工学研究科	地球共生圏科学専攻	15	4	3	3	7	50	36	10	60	
	先進工学専攻	48	6	4	1	7	73	47	26	99	令和5年度設置
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	30	4	3	3	7	25	19	5	30	
合 計		218	56	38	49	105	234	142	117	351	

※算出根拠:「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年9月14日文部省告示第175号)等

※収容定員は完成年度のもの

(令和6年4月1日現在)

法令上必要な教員数

④大学院研究科【専門職学位課程】

研究科	専攻	収容定員	法令上必要な専任教員数					専任教員数					備考
			(うち教授数) ※以上	(うち実務家教員数) ※以上	(うちみなし専任教員数) ※以下	(うち学士課程とのダブルカウント上限)	(うち教授数) ※以上	(うち実務家教員数) ※以上	(うちみなし専任教員数) ※以下	(うち学士課程とのダブルカウント上限)			
教育実践研究科	教職実践専攻	40	13	7	6	4	10	18	9	9	3	6	
合計		40	13	7	6	4	10	18	9	9	3	10	

※算出根拠:「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年3月31日文科科学省告示第53号)等